

訪問看護重要事項説明書(医療保険用)

株式会社 モア・アクティブ 訪問看護ステーション モア・アクティブ札幌白石

当事業所が提供する訪問看護サービスについての相談・苦情窓口

電話:011-860-5007 FAX:011-860-5008

管理者: 近藤 淑恵

ご不明な点は、お気軽におたずね下さい

1 事業所の概要

事業所名	株式会社モア・アクティブ 訪問看護ステーション モア・アクティブ札幌白石
所在地	札幌市白石区本郷通1丁目南3番1号 モデュロール 101 号室
事業所番号	訪問看護・介護予防訪問看護 0170507636 号
サービス提供地域	札幌市白石区・豊平区・厚別区・清田区・中央区・東区全域 事業所より半径 10 km圏内の札幌市北区(太平・麻生・北 6 条～40 条)、西区(山の手・八軒・琴似・二十四軒)及び南区(北ノ沢・中ノ沢・南沢・川沿・真駒内・真駒内柏丘・澄川)

2 事業所の職員体制等(令和 7 年 9 月現在)

職種	従事する業務	人員
管理者	業務全般の管理	1名(サービス担当職員と兼務)
サービス担当職員	サービスの担当	9 名
内 訳	看護師	4 名(常勤 4 名)
	理学・作業療法士、言語聴覚士	5 名(常勤 5 名)

3 営業時間

営業日	月～金曜日。土・日・祝日休み。12 月 29 日から 1 月 3 日まで休み
営業時間	平日:午前 9 時 00 分から午後 6 時 00 分 ※希望がある利用者様には 24 時間対応体制を整えており別に連絡先を設けております。

4 運営の方針

- (1) 訪問看護の実施にあたっては、利用者様の生活場面に合わせた援助を提供していき、利用者様やご家族とともに方向性を導き出し、同意のもと援助をすすめていけるよう心がけます。
- (2) 事業の実施にあたっては、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努め、総合的な支援に心がけます。

5 サービスの内容

- (1)「訪問看護」は、ご利用者の居宅において看護師、その他省令で定めるものが療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき、次にあげる内容のサービスを行います。
 - ①病状・全身状態の観察 ②清拭・洗髪等による清潔保持
 - ③食事及び排泄等日常生活の世話 ④褥創の予防・処置 ⑤リハビリテーション
 - ⑥ターミナルケア ⑦認知症の看護 ⑧療養生活や介護方法の指導
 - ⑨カテーテルなどの管理 ⑩その他医師の指示による医療処置※看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに理学療法士等による訪問看護を行います。
- (2) 訪問看護に際しては、訪問看護記録を記載するとともに主治医に対し訪問看護計画書及び訪問看護報告書を定期的に提出し、保存します。

6 訪問日程と訪問職員

- (1) 事業者は、利用者様のご希望する日程により訪問看護サービスを提供します。
- (2) 利用者様の病状の変化やその他やむを得ない事情により、訪問日や時間帯等が変更になる場合がありますのでご了承ください。
- (3) 安定したサービス提供の為、主たる訪問職員は決めますが複数の職員が訪問させていただきます。また定期的に訪問職員の変更を行いますが、その場合には事前に利用者様の了解を得ます。
- (4) 利用者様はいつでも担当の訪問職員の変更を申し出ることができます。その場合、事業者は、訪問看護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り変更の申し出に応じます。

7 利用者様負担金

- (1) 利用者様負担金は、医療保険の法定利用料に基づく金額で、下表のとおりです。
- (2) 利用者様負担金は、サービスを受けた月の翌月 10 日前後にお支払いいただきます。お支払い方法は、現金又は事業者の指定銀行への振り込みや口座振替(それぞれ手数料は利用者様の負担)です。
- (3) 利用者様宅近隣に駐車場がなく、有料駐車場使用の場合は利用者様にて実費ご負担願います。

利用者様の負担率 ※訪問看護に要する費用：基本療養費＋管理療養費＋加算＋その他

①後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方	訪問看護に要する費用の 1 割～3 割負担
②一般の健康保険を使用する場合	各種保険の本人負担割合 (保険の種類により、また家族か本人かの区分により変わります) ※重度心身障害者医療・ひとり親家庭等医療受給者証をお持ちの方は札幌市の助成制度があります(自己負担上限 3,000 円)
③特定疾患医療対象の方	公費負担(交通費のみ自己負担)となります。
④生活保護の方	交通費を含め、自己負担はありません。

①②の場合、限度額適応認定証等を提示し、患者が訪問看護を受けた場合についても、入院・外来と合算して、支払いをそれぞれの自己負担限度額までにとどめることができます。

基本療養費と管理療養費の分担額								
	在宅生活者		同一建物居住者		試験外泊	加算料金		
	看護師、准看護師(10%減算) 理学・作業療法士 言語聴覚士		看護師、准看護師(10%減算) 理学・作業療法士 言語聴覚士		看護師	夜間・早朝加算 午後 6 時～午後 10 時 午前 6 時～午前 8 時 2, 100 円	深夜加算 午後 10 時～午前 8 時 4,200 円	難病等複数回訪問看護加算
	1 回目 基本療養費Ⅰ 5,550 円 管理療養費 7,670 円	2 回目以降 基本療養費Ⅰ 5,550 円 管理療養費Ⅰ 3,000 円	1 回目 基本療養費Ⅱ 5,550 円 管理療養費 7,670 円	2 回目以降 基本療養費Ⅱ 5,550 円 管理療養費Ⅰ 3,000 円	入院中 1 回(厚生労働大臣が定める疾病等の場合は 2 回) 8,500 円			1 日に 2 回 4,500 円 1 日に 3 回以上 8,000 円
1 割	1,322 円	855 円	1,322 円	855 円	850 円	210 円	420 円	450 円 (8000 円)
2 割	2,644 円	1,710 円	2,644 円	1,710 円	1,700 円	420 円	840 円	900 円 (1,600 円)
3 割	3,966 円	2,565 円	3,966 円	2,565 円	2,550 円	630 円	1,260 円	1,350 円 (2,400 円)

	加算料金									
	1 回/月				2 回ま で	週 1 回		1 回のみ	1 回/日	
	訪問看護情報提供療養費 1・2・3 1,500 円	24 時間 対応体制加算 6520 円	特別管理加算 2,500 円 重症度の高いもの 5,000 円	訪問看護医療DX情報活用加算 50 円	退院時共同指導加算 8,000 円	長時間訪問看護加算 5,200 円	複数名訪問看護加算※ イ:4,500 円 ハ:3,000 円	ターミナルケア療養費 1:25,000 円 2:10,000 円	緊急訪問看護加算 (月 14 日目まで) 2,650 円 / (月 15 日目以降) 2,000 円	乳幼児加算 1300 円 ※1800 円
1 割	150 円	652 円	250 円 500 円	5 円	800 円	520 円	イ:450 円 ハ:300 円	1:2,500 円 2:1,000 円	265 円 200 円	130 円 180 円
2 割	300 円	1,304 円	500 円 1,000 円	10 円	1,600 円	1,040 円	イ:900 円 ハ:600 円	1:5,000 円 2:2,000 円	530 円 400 円	260 円 360 円
3 割	450 円	1,956 円	750 円 1500 円	15 円	2,400 円	1,560 円	イ:1,350 円 ハ:900 円	1:75,00 円 2:3,000 円	795 円 600 円	390 円 540 円

※イは看護師に加えて保健師助産師看護師理学療法士等、ハは看護師に加えて看護補助者(別に厚生労働大臣が定める場合を除く)。

※別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合（超重症児又は準超重症児・特掲診療料の施設基準等別表第七に該当する疾病等の小児・特掲診療料の施設基準等別表第八に該当する小児）

ご利用料 2（実費で頂くもの）

交通費	自家用車の場合	500m未満	無料
		500m～2km未満	100 円
		2km～4km未満	200 円
		4km～6km未満	300 円
		6km～8km未満	400 円
		8km以上 2Km 毎に	100 円ずつ追加
	公共交通機関、 緊急時タクシー利用の場合	実費負担	
休日利用 料金	休日訪問看護加算料 (休業日の 8:00～翌朝 8:00)	保険による基本利用料(夜間深夜においては保険内の加算料金) + 1,000 円	
退院当日の訪問及び 延長料金	30 分あたり 3,500 円 ※(延長料金は、長時間訪問看護加算の該当以外の場合に、1 時間 30 分を超えた 訪問看護を行った場合に請求させていただきます)		

※サービスの利用にあたり、利用者様の保険証(医療保険・重度心身障害者医療受給者証など)を確認させていただきます。

8 緊急時及び事故発生時の対応方法

- (1) 緊急時および事故発生時にあたっては、緊急対応の上、利用者様の主治医へ連絡を行い、医師の指示に従います。又、契約書に記載頂いた緊急連絡先に連絡いたします。
- (2) 当事業者の提供する看護サービスにおいて事故が発生し、当事業所の責にその原因を認められる損害賠償については対応します。なお、当事業所は、損害賠償保険に加入しております。

9 秘密の保持

当事業所が行う指定訪問看護において、業務上知り得た利用者様の情報は堅く秘密を保持します。職員が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

10 サービス提供記録の開示について

当事業所は、ご利用者の個人情報について 利用者様が開示を求められた場合には、遅滞なく内容を確認し、当事業所の「利用者情報の提供等に関する指針」に従って対応します。又、内容が事実でない等の理由で訂正を求められた場合も、調査し適切に対応いたします。

11 提供するサービスの第三者評価の実施状況

当事業所では、1年に1回利用者様へサービス提供における満足度についてアンケート調査を実施しております。結果はホームページ(<http://www.more-active.jp/>)に掲載しております。

12 虐待の防止のための措置に関する事項

当事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じております。

- (1) 当事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について看護職員その他の従業者に周知徹底を図ること
- (2) 当事業所における虐待の防止のための指針を整備すること
- (3) 当事業所において、看護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること
- (4) この措置を適切に実施するための担当者を置くこと

13 ハラスメント対策

当事業所は、ハラスメント対策のための対応を、以下のとおりとします。

- (1) 職場において行われるハラスメントにより、訪問看護等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化の必要な措置を講じる。
- (2) カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
- (3) 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。
- (4) 相談対応のための担当者や窓口を定め、従業者に周知する。

14 感染症対策の強化

当事業所は、おおむね6月に1回以上感染対策委員会を開催し、結果について周知し、感染症の予防及びまん延防止の為に指針を整備し、研修及び、訓練を定期的の実施します。

15 その他

サービス提供の際、事故のトラブルを避けるため次の事項にご留意下さい。

- (1) 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借など、ご利用者負担金以外の金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承下さい。
- (2) 看護師等は、老人保健法・健康保険法上、利用者様の心身の機能維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされており、同居家族に対する訪問看護サービスは禁止されていますので、ご了承下さい。
- (3) 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしはご遠慮させていただきます。
- (4) 当事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備しております。

採用時研修 採用時1か月以内

継続研修 年4回以上

令和 年 月 日

訪問看護サービスの提供開始にあたり、ご利用者に対して本書面に基づいて
重要な事項を説明しました。

事業者

住 所 〒003-0024

札幌市白石区本郷通1丁目南3番1号 モデュロール 101 号室

名 称 株式会社モア・アクティブ

訪問看護ステーション モア・アクティブ札幌白石

説明者

氏名

印

私は本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

利用者様

住所 札幌市

区

電話番号

氏名

印

＊ 御本人様が署名出来ない際に記載してください。(利用者様欄の記載は不要です)

利用者様名

様

代理人

住所 札幌市

区

電話番号

氏名

印

(続柄

)